

大規模小売店舗立地法による意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8条第 2項の規定により意見書の提出がなされましたので、同条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 8年 7月24日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ名古屋守山店

名古屋市守山区青山台 628番 5 ほか 5筆

2 意見書の提出状況

提出された意見書の件数

1件

3 提出された意見の概要

(1) 設置者が配慮すべき基本的事項

ア 地域住民への適切な説明

大規模小売店舗の新設時には、地域への説明や協議等、慎重な手続が行われる一方で、開店後の変更事項については書面の届出のみで進められるケースが多く、地域への十分な説明や協議の機会が不足している。

特に、非常に大きな集客力とネームバリューを持つ小売業者の入店において、変更届が簡易的な書面提出のみで進められ、「ほか 1者」という不明瞭な表現で処理されていることは、地域への説明責任の観点から誠に不十分であり、形式的な手続にとどまっている。

変更届が提出された場合には、書類の受理のみで手続を進めるのではなく、近隣の関係機関に対し、行政から速やかに変更内容の情報提供を

行ってほしい。その上で、地域への影響の有無について、関係各所から広く意見を集約し、影響が大きいと見込まれる場合や地域からの懸念がある場合は、事業者に対して説明会を開催するよう、行政としての適切な指導を強く要望する。

イ 開店後の適切な対応

ロピアの出店は、歓迎されている側面があることは理解している一方で、近隣店舗の撤退やそれに伴う周辺テナントへの波及等、地域の商業環境はすでに少なからず変化が生じている。さらに今後、近隣店舗への新しいテナントの入店により、周辺道路における深刻な渋滞や交通負荷等、新たな影響が生じることを強く懸念している。地域全体に及ぶ大きな影響に対し、事前の対策と情報共有が不可欠である。

(2) 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に示されたもの以外の事項

ア 大規模小売店舗立地法に基づく新設時には、厳格な手続が求められる一方で、変更時は書面の届出のみで足りるとされており、面積や営業時間、駐車台数等の変更が容易に行われる仕組みとなっている。経済産業省令で定める「軽微な変更」の基準に該当するとして、手続が簡素化された結果、事後に周辺の交通渋滞や騒音トラブルが悪化するケースもあり、事前のチェック機能が働きにくいという制度上の課題を抱えている。今回のように、小売業者の入れ替わりにより、実質的に業態が大きく変化するような場合には、新設時と同等の手続を義務付けるべきでないか。現行法が障壁となっているのであれば、条例の改正や国への法改正の働きかけを含めた対応を要望する。

イ 地域あってこそその事業者であり、地域に根差した企業活動を目指すのであれば、地域との相互協力関係の構築は急務である。行政の適切な指導の下、以下の事項について当該店舗設置者の担当者との直接対話の場を設けていただくよう、強く要望する。

(7) 地域事業、学区イベント等への積極的な参加及び協力

(4) 地域防災協定の締結に向けた協議の実施

(9) 店舗周辺の交通渋滞緩和、安全確保に向けた地域との連携

ウ 資本主義社会における自由競争を否定するものでないが、当該店舗の設置者や小売業者が掲げる企業理念に照らすと、地域との共生は企業活動に不可欠な要素のはずである。地域で事業を営み、地域の雇用を生み、地域経済の恩恵を受ける企業であるのであれば、地域振興のための事業に対しても一定の理解と協力の姿勢を示していただくのが筋である。商売への影響という理由のみで、地域活動への協力を拒むような対応は、大変遺憾に思う。

4 提出された意見書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

5 意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 8年 7月24日から同年 8月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課